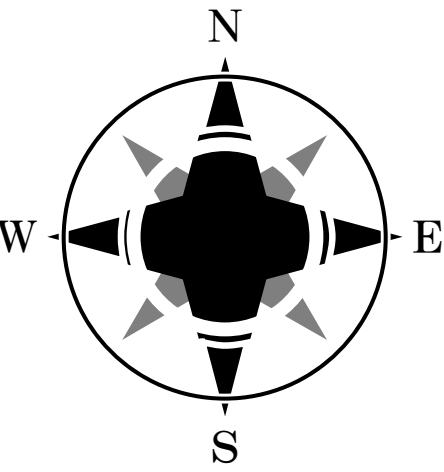
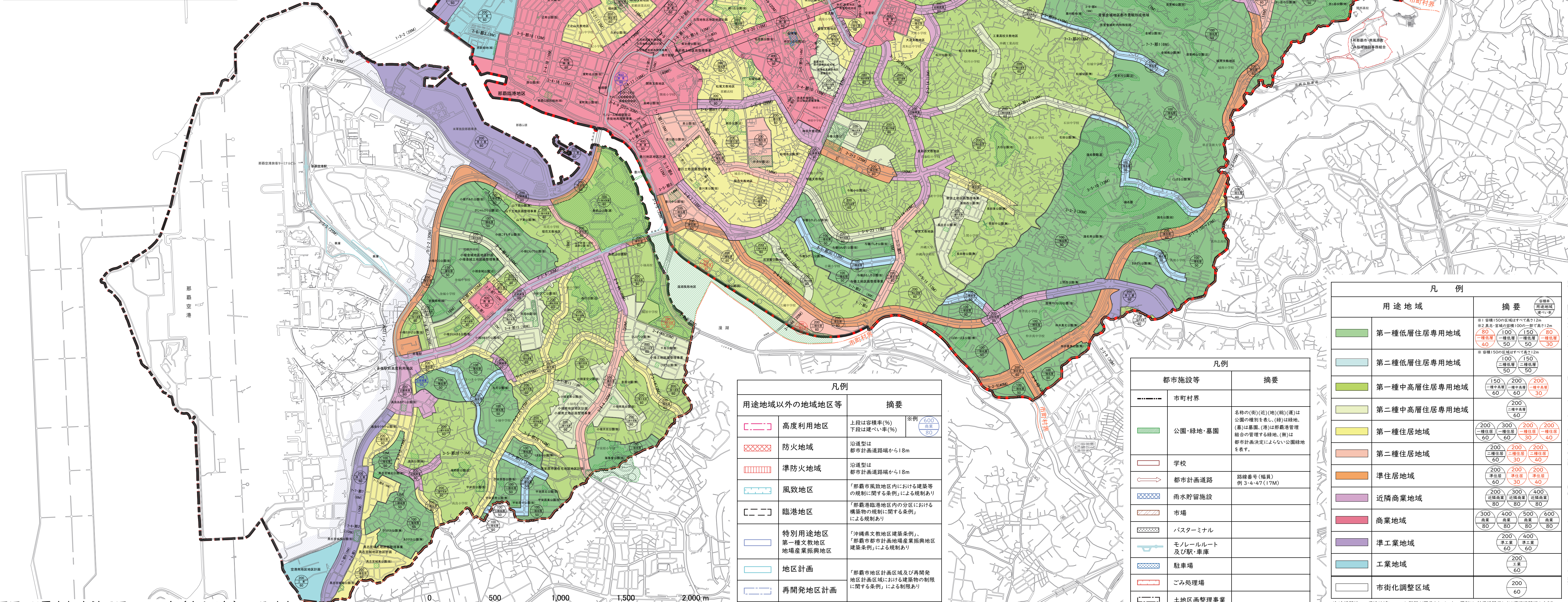




泊・新港臨港地区(12号岸壁及び背後用地) 3.5ha

泊・新港臨港地区(11号岸壁背後用地) 4.8ha



凡 例	
	既計画決定区域
	変更計画決定区域
	変更区域

那覇広域都市計画下水道の変更
(那覇市決定)
那覇市公共下水道(汚水)
総 括 図
SCALE 1:15,000(A1) / 1:30,000(A3)

凡例	
用途地域以外の地域地区等	摘要
	高度利用地区 上段は容積率(%) 下段は建ぺい率(%) ※例 600 80
	防火地域 沿道型は 都市計画道路路端から18m
	準防火地域 沿道型は 都市計画道路路端から18m
	風致地区 「那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による規制あり
	臨港地区 「那覇港臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例」による規制あり
	特別用途地区 第一種文教地区 地場産業振興地区 「沖縄県文教地区建築条例」 「那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例」による規制あり
	地区計画 「那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域における建築物の制限に関する条例」による制限あり
	再開発地区計画
	都市景観形成地域 「那覇市都市景観条例」による都市景観形成基準あり

凡例	
都市施設等	摘要
	市町村界
	公園・緑地・墓園
	学校
	都市計画道路 路線番号(幅員) 例 3-4-47(17M)
	雨水貯留施設
	市場
	バスターミナル
	モノレールルート 及び駅・車庫
	駐車場
	ごみ処理場
	土地区画整理事業
	市街地再開発事業

凡 例	
用 途 地 域	摘 要
	第一種低層住居専用地域 ※1 容積150%の区域はすべて高さ12m ※2 高さ・容積の区域(100%の型で高さ12m) 第一種低層住居 100 第一種中層住居 150 第一種高層住居 200 第一種低層住居 40 第一種中層住居 50 第一種高層住居 30
	第二種低層住居専用地域 ※1 容積150%の区域はすべて高さ12m ※2 高さ・容積の区域(100%の型で高さ12m) 第二種低層住居 100 第二種中層住居 150 第二種高層住居 200 第二種低層住居 50 第二種中層住居 60 第二種高層住居 30
	第一種中高層住居専用地域 第一種中高層住居 200 第一種中高層住居 60
	第二種中高層住居専用地域 第二種中高層住居 200 第二種中高層住居 60
	第一種住居地域 第一種住居 200 第一種中高層住居 300 第一種中高層住居 200 第一種中高層住居 200 第一種住居 60 第一種中高層住居 60 第一種中高層住居 30 第一種中高層住居 40
	第二種住居地域 第二種住居 200 第二種中高層住居 300 第二種中高層住居 200 第二種中高層住居 200 第二種住居 60 第二種中高層住居 60 第二種中高層住居 30 第二種中高層住居 40
	準住居地域 準住居 200 準中高層住居 300 準中高層住居 200 準中高層住居 200 準住居 60 準中高層住居 60 準中高層住居 30 準中高層住居 40
	近隣商業地域 近隣商業 200 近隣中高層住居 300 近隣中高層住居 400 近隣中高層住居 200 近隣商業 80 近隣中高層住居 80 近隣中高層住居 80 近隣中高層住居 80
	商業地域 商業 300 商業 400 商業 500 商業 600 商業 80 商業 80 商業 80 商業 80
	準工業地域 準工業 200 準工業 400 準工業 400 準工業 400 準工業 60 準工業 60 準工業 60 準工業 60
	工業地域 工業 200 工業 60
	市街化調整区域 200 60

原図:那覇市都市計画図 2024年(令和6年)12月時点
那覇市都市みらい部 都市計画課 作成

注1) 道路沿いの用途地域について、距離が図示されていない箇所は、計画道路若しくは環状道路端から25m、又は地形地物で境界である。
注2) 赤書きの容積率及び建ぺい率については、「風致地区」における制限とする。
注3) 建築基準法第54条に規定する外壁の後面距離の限度は定めなし。